

教第 61 号議案

神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則について
神戸市教職員表彰規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 9 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

引用した法律・規則等の誤記、引用条文の条ずれ、定義の誤り、その他軽微な誤記を修正し、また様式を削除する改正を行う。

第2条 公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則（昭和25年5月教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 公職選挙法（<u>昭和25年法律第100号。以下「法」という。</u>）による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>第1条 公職選挙法による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるの外は、この規則の定めるところによる。</p>
<p>第2条 公職選挙法施行令（<u>昭和25年政令第89号。以下「令」という。</u>）第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。</p>	<p>第2条 公職選挙法施行令（以下「令」という。）第119条の規定によつてする設備の程度及び令第121条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。</p>
	<p><u>第3条 令第117条の規定により、個人演説会の施設を使用することができないかどうかを決定した時は、第1号様式により選挙管理委員会及びその通知に係る候補者に通知する。</u></p>
	<p><u>第4条 前条により使用できる旨の通知をした時は、第2号様式により直</u></p>

<p><u>第3条</u> <u>令第117条の規定</u>により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第164条に該当する場合を除き<u>前条</u>で定めた費用を<u>その</u>使用の前2日<u>まで</u>に教育委員会に納付しなければならない。</p> <p><u>第4条</u> 神戸市立学校施設目的外使用規則（<u>昭和42年10月教育委員会規則第10号</u>）<u>第12条から第14条まで</u>の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合<u>について</u>準用する。</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>	<p><u>ちにその旨を学校長に通知するものとする。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第3条</u>により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第164条に該当する場合を除き<u>第3条</u>により定めた費用を<u>其の</u>使用の前2日<u>迄</u>に教育委員会に納付しなければならない。</p> <p><u>第6条</u> 神戸市立学校施設目的外使用規則<u>第5条及び第11条、第12条並びに第15条乃至第18条</u>の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合には、<u>これを</u>準用する。</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>
--	--

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第3条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年12月教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（この規則の目的）	（この規則の目的）

<p>第1条 この規則は、<u>職員の職務に専念する義務の特例に関する条例</u>（昭和26年3月条例第13号）第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に<u>基づき</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第5項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>教育委員会</u>の許可を受けて営利企業に従事する場合であって、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを<u>教育委員会</u>がとくに承認する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）</p> <p>(13)～(23) [略]</p>	<p>第1条 この規則は、<u>職務に専念する義務の特例に関する条例</u>（昭和26年3月条例第13号）第2条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項第4号の規定に<u>基き</u>、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第4項</u>に規定する職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</p> <p>（職務に専念する義務の免除を受けられることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) <u>任命権者</u>の許可を受けて営利企業に従事する場合であって、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを<u>任命権者</u>がとくに承認する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。）</p> <p>(13)～(23) [略]</p>
--	--

（学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正）

第4条 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、<u>所定の</u>小学校入学通知書又は中学校入学通知書を<u>もって</u>、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項の届出の<u>あつた</u>就学予定者については、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">(就学予定者の就学通知)</p> <p>第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、小学校入学通知書(<u>様式第1号</u>)又は中学校入学通知書(<u>様式第1号の2</u>)を<u>もって</u>、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第10条第1項の届出の<u>あつた</u>就学予定者については、適用しない。</p>

3 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、所定の転入学通知書又は編入学通知書を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 [略]

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 [略]

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 [略]

2 [略]

3 校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行うことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

3 [略]

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、転入学通知書(様式第2号)又は編入学通知書(様式第2号の2)を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 [略]

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 [略]

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 [略]

2 [略]

3 学校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行なうことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に所定の就学校変更許可通知書を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 [略]

(区域外就学)

第10条 [略]

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に所定の区域外就学許可通知書を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 [略]

(就学の猶予又は免除)

第11条 [略]

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3、4 [略]

(1)～(3) [略]

4 [略]

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書(様式第3号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 [略]

(区域外就学)

第10条 [略]

2 [略]

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書(様式第4号)を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 [略]

(就学の猶予又は免除)

第11条 [略]

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3、4 [略]

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 [略]

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、その他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によって転学する場合は、次に掲げる事項を記載した転(退)学届を保護者に提出させるものとする。

(1) 保護者氏名

(2) 児童生徒の氏名、生年月日、保護者との続柄及び現住所

(3) 転出予定日及び転出予定先住所

(4) 転出予定校(判明している場合に限る。)

(5) 転(退)学事由

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に所定の在学証明書を交付するものとする。

3 [略]

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により

(出席の督促等)

第12条 [略]

2 [略]

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、その他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に転(退)学届(様式第5号)を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に在学証明書(様式第6号)を交付するものとする。

3 [略]

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により

作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、所定の就学時健康診断のお知らせをもって健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもって関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によって、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなったのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なったときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもって健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもって関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 [略]

2、3 [略]

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によって、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなつたのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なつたときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

(1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当たって子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。

(2)～(4) [略]

(書類の様式)

第24条 この規則に掲げる書類の様式は、所管課長がそれぞれ定める。

(施行の細目)

第25条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

(1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当つて子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。

(2)～(4) [略]

(施行の細目)

第24条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が、これを定める。

様式第1号から様式第7号までを削る。

(教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正)

第5条 教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（特別の勤務に従事する職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 特別の勤務に従事する職員（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（条例第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 特別の勤務に従事する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。</p>	<p>（特別の勤務に従事する職員の勤務時間等）</p> <p>第3条 特別の勤務に従事する職員（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」）と<u>いう。</u>）を除く。）の勤務時間、休憩時間及び週休日（条例第3条（第2項を除く。）及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）は、別表1のとおりとする。</p> <p>2 特別の勤務に従事する<u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。</p>

（学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和57年9月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続き</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年1月条例第41号。以下「条例」という。）に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の<u>手続等条例の施行</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

（青少年育成センター設置条例施行規則の一部改正）

第7条 神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則（令和2年3月教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(入級手続き)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>前項及び条例第4条第2項に規定する申請書は、別記様式によるものとする。</u></p> <p>3 <u>市立学校は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、条例第4条第1項に規定する者がセンターを利用することについての校長の意見及び次項に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項及び条例第4条第3項に規定する書面に記載すべき事項は、次の各号に定める事項とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(入級手続き)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第4条第2項に規定する申請書は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>3 <u>神戸市立学校は、第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、申請者がセンターを利用することについての校長の意見及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 本人の様子</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) 出欠状況</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) 相談歴</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(4) その他特記事項</u></p> <p>4 <u>条例第4条第5項に規定する通級証明証は、様式第2号によるものとする。</u></p>

(1) 本人の様子

(2) 出欠状況

(3) 相談歴

(4) その他特記事項

様式第1号及び様式第2号を削る。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

神戸市立青少年育成センター利用申請書兼くすのき教室入級申請書

教育長 宛

下記のとおりくすのき教室に入級したいので、承認くださるよう申請します。

入級希望者 (児童生徒名)	住 所	_____
	ふりがな	
	名 前	_____
	連絡先	_____
	学校名	_____ 年 組 番

親権者署名欄 ※親権者の方は、全てご署名ください

承認決裁

				受付日
				年 月 日

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

<概要>

引用した法律・規則等の誤記、引用条文の条ずれ、定義の誤り、その他軽微な誤記を修正する。

また、様式を規則から削除する(条例により教育委員会規則へ様式の規定を委任されているものを除く)。

一部改正規則	規則名	改正内容 ※()内は改正前の条項番号
第1条	神戸市教職員表彰規則	・教職員の定義規定の誤りを修正(第1条)
第2条	公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則	・引用法令の法令番号を追加(第1条、第2条) ・様式削除のため条文を削り(第3条、第4条)、条番号及び記載を調整(第5条～第7条) ・引用規則の条ずれを修正(第6条)
第3条	職務に専念する義務の特例に関する規則	・引用条例名の誤りを修正(第1条) ・引用法令の条ずれを修正(第1条) ・「任命権者」を「教育委員会」に置き換え(第2条)
第4条	神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則	・規則から様式を削除(第6条、第8条、第9条、第10条、第13条、第16条) ・様式を別に定める旨を規定(第24条)
第5条	教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則	・職名の誤りを修正(第3条)
第6条	神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	・規定内容の表現を修正(第1条)
第7条	神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則	・様式第2号を削除(第5条第4項)、様式第1号を別記様式に変更(第5条第2項) ・市立学校の場合も私立と同じ様式を使用しているため、「前項」を追加(第5条第2項) ・市立学校以外に関する記載が漏れていたため、追加(改正後第5条第4項)

○神戸市教職員表彰規則

昭和 24 年 2 月 11 日

教委規則第 13 号

第 1 条 教育長は、教育委員会が次の各号のいずれかに該当し、適当であると認めた教職員(神戸市職員表彰規則(昭和 45 年 10 月規則第 95 号)第 2 条の教職員をいう。以下同じ。)又は学校園、課、係、その他教職員で構成される団体を表彰する。

- (1) 教職員として称賛に足る篤行のあったもの
- (2) 職務に関して有益な研究を遂げ、又は有効な創案をしてその功績顕著なもの

第 2 条 表彰は、表彰状及び記念品又は記念品料を授与してこれを行う。

第 3 条 表彰は随時行う。

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長がこれを定める。

附則 略

神戸市職員表彰規則 (抜粋)

(職員の定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、本市の一般職の職員のうち教職員及び消防職員以外の者とする。

○公職選挙法による市立学校の設備の使用に関する規則

昭和 25 年 5 月 4 日

教委規則第 37 号

- 第 1 条 公職選挙法による市立学校の設備の使用については、法令の定めによるの外は、この規則の定めるところによる。
- 第 2 条 公職選挙法施行令(以下「令」という。)第 119 条の規定によつてする設備の程度及び令第 121 条の規定による費用の額は、選挙の都度これを定める。
- 第 3 条 令第 117 条の規定により、個人演説会の施設を使用することができないかどうかを決定した時は、第 1 号様式により選挙管理委員会及びその通知に係る候補者に通知する。
- 第 4 条 前条により使用できる旨の通知をした時は、第 2 号様式により直ちにその旨を学校長に通知するものとする。
- 第 5 条 第 3 条により施設を使用できる旨の通知を受けた者は、法第 164 条に該当する場合を除き第 3 条により定めた費用を其の使用の前 2 日迄に教育委員会に納付しなければならない。
- 第 6 条 神戸市立学校施設目的外使用規則第 5 条及び第 11 条、第 12 条並びに第 15 条乃至第 18 条の規定は、この規則により市立学校の設備を使用する場合には、これを準用する。
- 第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。
- 附則 略

第1号様式

〇〇区公選施第 号

年 月 日

神戸市教育委員会〇〇区教育室(〇〇分室)長

氏

名(印)

〇〇区選挙管理委員会

候補者 殿

公職選挙演説会場として市立学校の使用について標記のことについて左記の通り決定しましたから通知します。

記

候補者氏名	使用学校の名称	使用年月日及使用時間	決定事項
	神戸市立 学校	昭和 年 月 日 自 時 至 時	使用 できる できない
	神戸市立 学校	昭和 年 月 日 自 時 至 時	使用 できる できない
	神戸市立 学校	昭和 年 月 日 自 時 至 時	使用 できる できない
	神戸市立 学校	昭和 年 月 日 自 時 至 時	使用 できる できない

第2号様式

〇〇区公選施第 号

年 月 日

神戸市教育委員会〇〇区教育室〇〇(分室)長

氏 名[㊦]

学校長 殿

公職選挙演説会場として市立学校設備の使用について標記のことについて左記の通り使用するから通知します。

記

候補者氏名	使用年月日及使用時間					
	昭和	年	月	日	自至	時時
	昭和	年	月	日	自至	時時
	昭和	年	月	日	自至	時時

○職務に専念する義務の特例に関する規則

昭和 27 年 12 月 25 日

教委規則第 27 号

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 13 号)第 2 条第 2 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項第 4 号の規定に基き、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)附則第 4 項に規定する職員(以下「職員」という。)の職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除を受けることができる場合)

第 2 条 職員が職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 33 条の規定による交通の制限又は遮断の場合
- (2) 風水震災火災その他非常災害による交通遮断の場合
- (3) 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合
- (4) その他交通機関の事故等不可抗力の原因による場合
- (5) 事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合(台風の来襲等による事故発生防止のための措置をも含む。)
- (6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合
- (7) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- (8) 苦情処理共同調整会議にその構成員として出席する場合
- (9) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、又は社交的若しくは厚生的活動を含む適法な目的のため、当局に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合(当局と話し合いをする場合を含む。)
- (10) 法令、条例、規則又は規程により設けられた委員会、審議会等の役職員としてその職務遂行のためその業務に従事する場合
- (11) 国、他の地方公共団体又はその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (12) 任命権者の許可を受けて営利企業に従事する場合であつて、当該企業の業務のため勤務時間をさくことを任命権者がとくに承認する場合(自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。)
- (13) 市の機関の行う任用試験を受ける場合又は職務の遂行上必要な資格試験、検定試験等を受ける場合
- (14) 講演会、講習会、討論会、公聴会等において、市政又は学術等に関し講演し、講義し、又は意見を発表する場合
- (15) 職員としての教養を高めることを目的とする講演会、講習会又はこれらに類する集会に参加する場合
- (16) 職員としての儀礼又は儀式に参加する場合
- (17) 公務による負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病の療養の場合

- (18) 職務に直接の関連はないが住民の災害若しくはその拡大の防止又は人命救助等に奉仕する場合
- (19) 妊娠中又は出産後 1 年以内の職員が教育委員会の定めるところにより、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合
- (20) 妊娠中の職員が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる職務に従事する場合において、適宜休息し、又は補食するとき。
- (21) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合。この場合において、免除される時間は、教育委員会の定めるところによる。
- (22) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合であって、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため必要と認められる場合
- (23) その他教育委員会が必要と認める場合

附則 略

○神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則

昭和 28 年 7 月 16 日

教委規則第 9 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、法令の定めによるもののほか、神戸市の学齢児童及び学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の就学について規定することを目的とする。

(就学事務の委任)

第 1 条の 2 教育委員会は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第 1 章、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第34条及び学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第 3 条に規定する就学事務を、この規則の定めるところにより、管理し、及び執行することを各区の区長に委任する。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で「区の長」とは、前条の規定により、就学事務を委任した区長並びに所轄地域における区長の就学事務を分掌する区役所支所長及び区役所出張所長をいう。

2 この規則で「住所」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の定めるところにより、児童生徒及びその保護者（親権者若しくは親権を行なう者がいないときは、後見人をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する届出人が届け出た住所をいう。ただし、特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

3 この規則で「指定学校」とは、区の長が児童生徒の就学すべき学校として指定する学校をいう。

第 2 章 小学校、中学校及び義務教育学校

第 1 節 校区

(校区)

第 3 条 小学校、中学校（分校を除く。）及び義務教育学校の児童生徒の就学すべき学校の区域（以下「校区」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

2 区の長は、児童生徒の就学すべき学校を別表第 1 に基づき指定するものとする。

第 2 節 学齢簿

(学齢簿の編製)

第 4 条 区の長は、所轄地域に住所を有する児童生徒について、学齢簿を編製するものとする。

2 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したときは、すみやかに学齢簿を編製するものとする。

3 区の長は、毎年10月1日現在により所轄地域に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満6歳に達する者（以下「就学予定児童」という。）を調査して、10月末日までに、その学齢簿を編製するものとする。

4 区の長は、10月1日現在により学齢簿を編製したのち、前項に規定する者が所轄地域に転入したときは、すみやかに、学齢簿を編製するものとする。

(学齢簿の整備)

第 5 条 区の長は、新たに学齢簿に記載すべき事項が生じたとき、学齢簿に記載した事項に変更が生じたとき又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正をするものとする。

第 3 節 就学通知及び就学

(就学予定者の就学通知)

第6条 区の長は、所轄地域に住所を有する就学予定者の保護者に対し、小学校入学通知書(様式第1号)又は中学校入学通知書(様式第1号の2)をもって、入学期日及び指定学校を1月末日までに通知するものとする。この場合において小学校又は義務教育学校の前期課程から中学校又は義務教育学校の後期課程へ就学する予定者については、第14条第2項の規定による卒業予定者名簿を参照するものとする。通知をしたのち、就学予定者が所轄地域に転入したときもまた同様とする。ただし、この場合における通知は、すみやかに行うものとする。

2 前項の規定は、第10条第1項の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

3 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定者の氏名等を関係する小学校、中学校及び義務教育学校の校長に、就学通知簿又は学齢簿異動票をもって通知するものとする。

(就学届)

第7条 保護者は、小学校入学通知書又は中学校入学通知書を入学のときに校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の規定により入学した児童生徒について、就学通知簿調査報告を4月15日までに区の長に送付しなければならない。

(転入等による就学の通知)

第8条 区の長は、児童生徒が所轄地域に転入したとき、所轄地域内で校区を異にして転居したとき等には、転入学通知書(様式第2号)又は編入学通知書(様式第2号の2)を保護者に送付し、指定学校を通知するとともに、指定学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

2 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に転入学通知書又は編入学通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、転入学通知書又は編入学通知書を区の長に返送するものとする。

(学校の新設、廃止及び校区の変更等による就学の通知)

第8条の2 区の長は、学校の新設、廃止及び校区の変更等によりその指定学校を変更する必要が生じた児童生徒及び就学予定者については、すみやかに、保護者に対し指定学校を通知するものとする。

2 指定学校を変更する必要が生じた児童生徒の在籍する学校の校長が、その保護者に対して転学の案内をしたときは、第1条の2の規定にかかわらず、前項の規定による就学の通知があつたものとみなす。

(指定学校の変更)

第9条 保護者は、児童生徒を指定学校以外の神戸市立の学校に入学させようとするときは、その事由を具し、関係校長の副申を添えて、住所地を所轄する区の長に願い出なければならない。

2 前項の指定学校の変更事由及び期間については、別表第2で定める。

3 学校長は、別表第2で定める指定学校の変更事由に該当すると認める場合は、第1項の副申を行なうことができる。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 児童生徒の通学に支障がある場合

(2) 学校施設の状況により児童生徒の受入が困難な場合

(3) 特に教育長が定める場合

4 区の長は、指定学校を変更した児童生徒についてその事由に変動があつた場合は、期間その他の

内容を変更することができる。

5 第1項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、保護者に就学校変更許可通知書（様式第3号）を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

6 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に就学校変更許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、就学校変更許可通知書を区の長に返送するものとする。

（区域外就学）

第10条 保護者は、児童生徒を神戸市立以外の学校に入学させようとするときは、その学校が公立学校であるときは管理者、その他の学校であるときは当該学校における就学を承諾する権限を有する者の就学承諾書を添えて住所地を所轄する区の長に届けなければならない。

2 神戸市外に住所を有する者が、その児童生徒を神戸市立の学校に就学させようとするときは、その事由を具し、当該校長の副申を添えて、希望する学校の所在地を所轄する区の長に願い出るものとする。

3 前項の願い出を受けた区の長は、相当と認めるときは、あらかじめ児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議のうえ、保護者に区域外就学許可通知書（様式第4号）を交付するとともに、就学を認めた学校の校長に就学予定者の氏名等を通知するものとする。

4 区の長から前項の通知を受けた校長は、保護者に区域外就学許可通知書を提出させ、区の長から通知された内容と照合のうえ、区域外就学許可通知書を区の長に返送するものとする。

（就学の猶予又は免除）

第11条 保護者は、その児童生徒の就学猶予又は免除を受けようとするときは、校長の副申並びに区の長の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えて、区の長に願い出なければならない。

2 区の長は、前項の願い出があつたときは、就学を猶予又は免除することの当否を判定し、その結果を保護者及び校長に通知するものとする。

3 保護者は、前項の就学猶予又は免除の事由が消滅したときは、すみやかに、その旨を校長を経て、区の長に届けなければならない。

4 就学猶予期間を満了してもなおその理由の消滅しない者があるときは、第1項及び第2項の規定により再び就学の猶予又は免除を受けなければならない。この場合においては、校長の副申は、添えないことができる。

（出席の督促等）

第12条 校長は、区の長から通知を受けない児童生徒又は就学承諾書を提出しない児童生徒を就学させてはならない。

2 校長は、区の長から通知を受けた児童生徒及び在学する児童生徒のうち、休業日を除き引き続き7日間就学又は出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その就学又は出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、すみやかに、その旨を当該児童生徒の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 区の長は、前項の通知を受けたとき、他所轄地域に住所を有する児童生徒の保護者が就学義務を怠っていると認められるときは保護者に対し当該児童生徒の就学又は出席を督促するものとする。

(転学)

第13条 校長は、現に就学している児童生徒が転居その他の事由によつて転学する場合は、保護者に転(退)学届(様式第5号)を提出させるものとする。

2 校長は、転(退)学届が提出されたときは、当該保護者に在学証明書(様式第6号)を交付するものとする。

3 校長は、現に就学している児童生徒が転学したときは、転(退)学通知書を児童生徒の従前の住所の存する区の長に送付しなければならない。

(卒業の報告)

第14条 校長は、毎学年の終了後すみやかに、卒業生名簿により、小学校、中学校又は義務教育学校の前期課程若しくは後期課程の全課程を終了した児童生徒の氏名等をその者の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、毎年11月1日現在により、翌年3月に小学校を卒業し、又は義務教育学校の前期課程を修了する予定の学齢児童を卒業予定生名簿により、その者の住所の存する区の長に、すみやかに報告しなければならない。

第4節 就学時健康診断

(就学通知簿の作成)

第15条 区の長は、毎年10月1日現在により、所轄地域に住所を有する者で就学予定児童を調査し、10月末日までに就学通知簿を作成するものとする。

2 区の長は、前項の規定により就学通知簿を作成したのち、就学時の健康診断が行われるまでの間に前項に規定する者が所轄地域に転入したときは、すみやかに、就学通知簿を作成するものとする。

(就学時健康診断日等の通知)

第16条 区の長は、前条の規定により作成した就学通知簿に基づき、所轄地域に住所を有する就学予定児童の保護者に対し、前条第1項に係るものについては10月末日までに、前条第2項に係るものについてはすみやかに、就学時健康診断のお知らせ(様式第7号)をもつて健康診断の日時、場所及び実施の要領を通知するものとする。

2 区の長は、第1項の規定により通知した就学予定児童の氏名等を就学通知簿をもつて関係する小学校又は義務教育学校の校長に通知しなければならない。

(就学時健康診断の実施)

第17条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断は、この規則に定めるもののほか、教育長の計画の下に小学校又は義務教育学校が行う。

2 小学校又は義務教育学校の校長は、前条第2項の規定により、区の長から通知を受けた就学予定児童に対して毎年11月末日までに就学時の健康診断を行うものとする。

3 前項の就学時の健康診断は、学校医及び学校歯科医に依頼して行うものとする。ただし、学校医又は学校歯科医がこれを行うことができないときは、他の医師又は歯科医師に依頼して行うことができる。

4 小学校又は義務教育学校の校長は、疾病その他やむを得ない事由によつて、就学時の健康診断を受けることのできない者に対しては、その事由のなくなったのちすみやかに健康診断を行わなければならない。

(健康診断届)

第18条 保護者は、就学時健康診断のお知らせを就学時健康診断の当日、小学校又は義務教育学校の校長に提出しなければならない。

- 2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時健康診断のお知らせを提出した就学予定児童が健康診断を受けたときは、すみやかに就学通知簿調査報告に必要な事項を記載し、就学時健康診断の実施後、2週間内までに区の長に報告しなければならない。

(健康診断の結果に基づく措置)

第19条 学校保健安全法第12条に規定する健康診断の結果に基づく措置は、小学校又は義務教育学校の校長がこれを行う。

(健康診断票)

第19条の2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を行なったときは、就学時健康診断書を作成しなければならない。

- 2 小学校又は義務教育学校の校長は、就学時の健康診断を受けた就学予定児童が転出その他の事由により当該学校に入学しなかつたときは、就学時健康診断票を当該児童の入学する学校の校長に送付しなければならない。

第3章 特別支援学校

(特別支援学校の就学)

第20条 第4条、第5条、第11条及び第12条第3項の規定は、これを特別支援学校の就学に準用する。

第21条 前条に規定するもののほか、特別支援学校に就学すべき者の就学については、次の各号による。

- (1) 区の長は、第4条の規定により、学齢簿を編製するに当つて子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者のあるときは、12月末日までに学齢簿の謄本を添えて兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）に報告するものとする。
- (2) 区の長は、第4条第2項及び第4項の規定により、学齢簿に記入した子女のうち兵庫県立特別支援学校に就学すべき者があるときは、すみやかに、学齢簿の謄本を添えて県委員会に報告するものとする。
- (3) 区の長は、第5条の規定により前2号に掲げる県委員会に報告した子女の学齢簿を加除訂正したときは、すみやかに、その旨を県委員会に報告するものとする。
- (4) 保護者は、児童生徒を県委員会の指定する以外の特別支援学校に就学させようとするときの、県委員会に対する届出は、区の長を経るものとする。

(小学校、中学校又は義務教育学校よりの転学)

第22条 小学校、中学校又は義務教育学校の校長は、その学校に在学する児童生徒について特別支援学校に就学させなければならない事由が発生したときは、すみやかに、その旨を児童生徒の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に報告しなければならない。

- 2 区の長は、前項の報告に係る児童生徒のうち、兵庫県立特別支援学校に就学させることが適当であると認める者についてはすみやかに、学齢簿の謄本を添えて県委員会に報告するものとする。

(神戸市立特別支援学校の就学)

第23条 神戸市立特別支援学校の就学に関しては、前各条の規定によるのほか、次の各号の定めると

ころによる。

- (1) 就学及び出席の督促については、第12条第1項及び第2項の規定による。
- (2) 校長は、児童生徒が転学又は退学したときは、すみやかに、その旨を児童生徒の住所地を所轄する区の長又は他の市町村教育委員会に通知しなければならない。
- (3) 区の長は、前号の通知を受けたときは、すみやかに、学齢簿を訂正する。
- (4) 校長は、毎学年の終了後、すみやかに、卒業者名簿により小学部若しくは中学部の全課程を終了した児童生徒の氏名等をその旨の住所の存する区の長又は他の市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第4章 雑則

(施行の細目)

第24条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が、これを定める。

附則 略

区長

小学校入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第6条の規定により、下記の通り小学校入学に関するお知らせをいたします。

記

児童氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			
<p>1. 小学校入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。</p> <p>2. 小学校入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。</p>			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先
区役所市民課

様式第1号の2(第6条関係)

区長

中学校入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第6条の規定により、下記の通り中学校入学に関するお知らせをいたします。

記

生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考 1. 中学校入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。 2. 中学校入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。			

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先
区役所市民課

区長

転入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第8条の規定により、下記の通り転入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考	<p>1. 転入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。</p> <p>2. 転入学に際して必要な学用品等については、転入学校にご確認ください。</p> <p>3. 転入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。</p>		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

区長

編入学通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第8条の規定により、下記の通り編入学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考	<p>1. 編入学通知書は、入学の際に学校にご提出ください。</p> <p>2. 編入学に際して必要な学用品等については、編入学校にご確認ください。</p> <p>3. 編入学通知書を紛失した場合は、再発行いたしますので、お問い合わせ先にご連絡ください。</p>		

下記のいずれかに該当する場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。

1. 記載事項等に誤りがある場合またはこの通知を受け取ってから入学までの間に住所・氏名等を変更される場合
2. 国立・県立・私立の学校へ入学される場合または特別支援学校に入学する場合
3. 病気、その他の理由により就学が困難と思われる場合
4. 特別な事情により他市町村立の学校の入学を希望する場合
5. 特別な理由により入学する学校の変更を希望する場合

お問い合わせ先

区役所市民課

様式第3号(第9条関係)

区長

就学校変更許可通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第9条の規定により、下記の通り指定学校変更に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先
区役所市民課

様式第4号(第10条関係)

区長

区域外就学許可通知書

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第10条の規定により、下記の通り区域外就学に関するお知らせをいたします。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
変更期間			
申請理由			
備考			

お問い合わせ先
区役所市民課

様式第5号(第13条関係)

転(退)学届

神戸市立

学校長 あて

年 月 日

保護者氏名 _____

下記の者を転学・退学させたいので、よろしくお願いたします。

記

ふりがな
児童生徒氏名 _____ (____年 ____組)

生 年 月 日 _____年 ____月 ____日

保護者との続柄 _____

現 住 所 _____ 区 _____

転出予定先住所 _____

転 出 予 定 日 _____年 ____月 ____日

転 出 予 定 校 _____学校

転(退)学事由 ・転学 ・海外転出に伴う退学

・その他

注1 児童生徒のみの住所異動は、原則として認められません。

特別な事情がある場合は、区・支所市民課または学校にあらかじめご相談ください。

注2 転出予定校は、分かっている場合に記入してください。

区長

就学時健康診断のお知らせ

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第16条の規定により、下記の通り就学時健康診断について通知いたします。下記の受付時間と受付会場をご確認ください。

記

就学予定者			
生年月日			
健康診断実施日	開始時間		
受付時間			
受付会場			
備考	<p>●上記の受付時間は、学校により男女等で異なる場合がありますので、受付時間の詳細については、以下のQRコードからご確認ください。</p>		

注意事項

- (1) 当日欠席される場合は、受診予定の小学校に必ずご連絡ください。(欠席される方には原則、別日に就学時健康診断を受診いただくことをお勧めしていますが、受診されない場合でも、入学にあたり不利になることはございません。)
- (2) 受診する小学校を変更したい場合は、お早めに受診を希望する小学校にご相談ください。
また、変更された場合は、変更前の小学校にもご連絡ください。
- (3) 内科検診等でお子様の身体状況を確認することがありますので、当日は保護者の方が付き添っていただくようお願いいたします。(やむを得ない場合は、祖父母等でも構いません。)

↓各校の受付時間の詳細と連絡先は、以下のQRコードからご確認ください。



お問い合わせ先

区役所市民課

○教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則

昭和46年12月24日
教委規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるものを除き、教育委員会事務局(以下「事務局」という。)及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(臨時に雇用される者を除く。以下同じ。)の勤務時間及び休暇に関して規定することを目的とする。

(職員の勤務時間及び休暇)

第2条 職員の勤務時間及び休暇に関しては、この規則に定めるもののほか、市長の事務局の職員の例による。

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等)

第3条 特別の勤務に従事する職員(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月条例第31号(以下「条例」という。))第2条第1項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)の勤務時間、休憩時間及び週休日(条例第3条(第2項を除く。))及び第4条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。)は、別表1のとおりとする。

2 特別の勤務に従事する再任用短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別表2のとおりとする。

(勤務時間等の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めた場合は、必要最少の期間に限り、その勤務に従事する職員の勤務時間を変更することができる。

(学校勤務職員の特例)

第5条 学校に勤務する職員のうち神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)第3条第1項第3号に掲げる教育職給料表(2)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(5)の適用を受けるものの勤務時間は、教育委員会が業務の状態に応じてその割振りを定める。

2 前項の場合において、教育委員会は、勤務時間が引き続き6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間中に置かなければならない。

第6条 学校の事務又は技術に従事する職員の勤務時間は、教育委員会がその割振りを定める。

2 前項の場合において、教育委員会は、勤務時間が引き続き6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間中に置かなければならない。

(時間外勤務を命ずる場合)

第7条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第41号)第7条第2項の規定に基づき義務教育諸学校等の教育職員(以下「教育職員」という。))に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 生徒の実習に関する業務

- (2) 学校行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要業務
(業務量の適切な管理その他健康及び福祉の確保)

第7条の2 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「特別措置法」という。)第7条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(特別措置法第6条第3項各号に掲げる日(代休日指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

(週休日の振替等)

第8条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則(平成6年12月人委規則第7号)第7条に関して教育委員会規則で定める期間は、週休日とされた日において当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする16週間後までの期間とする。

2 前項は学校に勤務する職員に限り適用する。

(学校のほかに勤務場所を有する教員の勤務時間等)

第9条 教員のうち、学校のほか、事務局又は学校以外の教育機関に勤務する者の勤務時間及び休暇に関しては、その者の勤務の態様及び内容に応じて、学校、事務局又は当該学校以外の教育機関の職員の勤務時間及び休暇の取扱いのいずれによるべきかを教育委員会が定める。

(施行細目の委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附則 略

別表 1(第 3 条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
北学校給食共同調理場		事務職員	一般事務	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	60 分	土曜日、日曜日
垂水学校給食共同調理場		事務職員	一般事務	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	60 分	土曜日、日曜日

別表 2(第 3 条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等				
北学校給食共同調理場		事務職員	一般事務	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	60 分	水曜日、土曜日、日曜日	
垂水学校給食共同調理場		事務職員	一般事務	午前 8 時 15 分から午後 5 時まで	60 分	水曜日、土曜日、日曜日	

○神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
施行規則

昭和 57 年 9 月 20 日
教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和 43 年 1 月条例第 41 号。以下「条例」という。)に基づき、神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務災害補償の手続等条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害の報告)

第 2 条 学校医等の所属する学校の校長又は園長(以下「校長」という。)は、公務により生じたと判断される災害が発生したときは、速やかに公務災害発生報告書(様式第 1 号)を教育長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第 3 条 教育長は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは、公務災害補償認定通知書(様式第 2 号)により、補償を受けるべき者に、速やかに通知しなければならない。

(補償の請求方法)

第 4 条 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。以下この条及び第 6 条において同じ。)を受けようとする者は、次の各号の区分により当該各号に定める補償の請求書を、当該学校医等の所属する学校の校長を経由して、教育長に提出しなければならない。

- (1) 療養補償の請求 療養補償請求書(様式第 3 号)
- (2) 休業補償の請求 休業補償請求書(様式第 4 号)
- (3) 傷病補償の請求 傷病補償年金請求書(様式第 5 号)
- (4) 障害補償の請求 障害補償／年金／一時金／請求書(様式第 6 号)、障害補償年金差額一時金請求書(様式第 7 号)又は障害補償年金前払一時金請求書(様式第 8 号)
- (5) 介護補償の請求 介護補償請求書(様式第 8 号の 2)
- (6) 遺族補償の請求 遺族補償年金請求書(様式第 9 号)、遺族補償一時金請求書(様式第 10 号)又は遺族補償年金前払一時金請求書(様式第 11 号)
- (7) 葬祭補償の請求 葬祭補償請求書(様式第 12 号)

(休業補償を行わない場合)

第 5 条 条例第 7 条ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和 27 年法律第 286 号)第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
- (2) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 17 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

(遺族補償年金の請求の代表者)

第6条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により、代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を教育長に届け出なければならない。この場合には、併せてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第7条 教育長は、補償の請求書を受領した場合には、これを審査し、補償に関する決定を行い、請求者に公務災害補償決定通知書(様式第13号)により、その決定に関する通知をするとともに、速やかに補償を行わなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第8条 条例第14条第1項又は第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、書面により申請書(遺族補償年金の支給停止の解除を申請する場合にあつては、当該申請書及び年金証書)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行つた者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書の交付)

第9条 教育長は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、年金証書(様式第14号)を交付しなければならない。

2 教育長は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要がある場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

3 教育長は、必要があるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

(年金証書の再交付)

第10条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を教育長に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育長に返還しなければならない。

(年金証書の返還)

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、速やかに当該年金証書を教育長に返還しなければならない。

(定期報告)

第12条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、その障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を

教育長に提出しなければならない。ただし、教育長があらかじめその必要がないと認め
て通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第 13 条 年金たる補償を受ける者は、次の各号に掲げる場合には、速やかにその旨を教
育長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
 - ア その負傷又は疾病が治つた場合
 - イ その障害の程度に変更があつた場合
 - (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合
 - (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合
 - ア 条例第 13 条第 1 項(同項第 1 号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金
を受ける権利が消滅した場合
 - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増
減が生じた場合
- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかにその旨
を教育長に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を
教育長に提出しなければならない。

(第三者の行為による災害についての届出)

第 14 条 補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じたときは、補償を受けるべ
き者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所が分からないとき
は、その旨)並びに被害の状況を、速やかに教育長に届け出なければならない。

(校長の助力等)

第 15 条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手
続を行うことが困難である場合には、校長は、その手続を行うことができるように助力
しなければならない。

2 校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明を求められた場合に
は、速やかに証明しなければならない。

(記録簿)

第 16 条 教育委員会は、災害補償記録簿、傷病補償年金記録簿、障害補償年金記録簿及
び遺族補償年金記録簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。

(委任規定)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、補償に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則 略

様式 略

○神戸市立青少年育成センター設置条例施行規則

令和2年3月31日

教委規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立青少年育成センター設置条例(昭和35年12月条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 神戸市立青少年育成センター(以下「センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は設けることができる。

(センター内での遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為若しくはこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 前号のほか、所長その他係員の管理上必要な指示に従うこと。

(入級手続き)

第5条 条例第4条第1項の申請は、市立学校に在学する者にあつては、申請書を当該学校に提出することにより行わなければならない。

2 条例第4条第2項に規定する申請書は、様式第1号によるものとする。

3 神戸市立学校は、第1項に規定する申請書の提出を受けたときは、申請者がセンターを利用することについての校長の意見及び次の各号に掲げる事項を記載した書面を添付してセンターに送付しなければならない。

- (1) 本人の様子
- (2) 出欠状況
- (3) 相談歴
- (4) その他特記事項

4 条例第4条第5項に規定する通級証明証は、様式第2号によるものとする。

(施行細目の委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則 略

様式第1号（第5条関係）

年 月 日							
神戸市立青少年育成センター利用申請書兼くすのき教室入級申請書							
教育長 宛							
下記のとおりくすのき教室に入級したいので、承認くださるよう申請します。							
申 請 者	住 所 _____						
	名 前 _____						
	連絡先 _____						
入 級 希 望 者	住 所 _____						
	ふりがな _____						
	名 前 _____						
学校名 _____ 年 組 番 _____							
承認決裁							
							受付日
							年 月 日

通級証明証

No. _____

下記の者は、神戸市教育委員会神戸市立青少年育成センター「くすのき教室」(教育支援センター)の通級生であることを証明する。

学校名 _____ 学校 _____ 学年 _____

名 前 _____ 男・女 _____ 歳 _____

住 所 _____ 区 _____

年 月 日発行

神戸市中央区楠町4丁目2番3号
電話 (078) 341-0888
神戸市立青少年育成センター

所長

印